

みんなで決めよう「原発」国民投票
活動方針（案）

2014年10月18日

規約の「第5条（活動の内容）」に沿い、2014年度は以下の具体的活動を行う。

（1）世論を盛り上げる周知活動を行う

- ・全国各地で街頭活動や展示活動、上映会や学習会などのイベントを行い、自分たちの力量を高めるとともに、署名者、賛同人、会員を増やし、賛同の輪を広げる。
- ・原発の是非に関連する事項について、情報を提供したり、議論・対話の機会を設けたりすることで、世論を盛り上げる。その際、会の中立の立場を活かして、様々な考えの人にアプローチする。この意図は、議論を深めることはもとより、「原発」国民投票実施時の情報提供や議論・対話のあり方をイメージしてもらうことにある。

（2）諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

- ・署名やハガキキャンペーン等で市民の声を国会議員等へ届ける
- ・当会によるアンケートの回答も参考にして、キーパーソンとなりうる国会議員との関係を構築する

（3）市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。具体的には、各地の住民投票運動体と連携し、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

- ・原発問題では、予想される再稼働論議の高まりに合わせ、原発立地地域その他での都道府県単位、基礎自治体単位での住民投票運動を支援する。
- ・原発以外の課題についても、市民参加・市民自治の裾野を広げるべく、国内外での住民投票運動・住民投票の実施を伝え、支援する活動を行う。